

鳥取県告示第604号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県庁本庁舎に設置している公衆電話取扱手数料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県統轄監総務課
主幹 名越 善彦
- 3 委任期間
平成22年10月5日から平成23年3月31日まで